

第3回 佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会 議事録

平成16年3月25日(木)

佐久市役所 8階大会議室

開始時刻 午前 9:00

終了時刻 午前10:30

第3回合併協議会次第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

(1) 協議事項

平成16年度事業計画(案)について

平成16年度歳入歳出予算(案)について

(2) 次回協議会協議事項

協議会で協議すべき項目(Aランク)について

協議会に報告すべき項目(Bランク)について

(3) 報告事項

新市建設計画について

4. その他

5. 閉 会

1. 開会

柳澤局長

おはようございます。只今より、第3回合併協議会を開催させていただきます。協議会規約第10条の規定によりまして、委員の半数以上の皆様が出席しておりますので、会議は成立をしております。

それでは、会長の三浦佐久市長よりご挨拶と引き続きまして会議の進行をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

三浦会長

皆様、おはようございます。

本日は、お忙しい中、お集まり頂きましてありがとうございます。

さて、本日の合併協議会では、「来年度予算案」「事務事業のすり合わせ調整案」等のご提案のほか、「新市建設計画」につきまして、ご報告をさせていただきます。

常々、合併協議は難しいと申し上げておりますが、現実の問題として、少子高齢化から間もなく急激な人口減少社会が訪れようとしています。

その一方で、住民ニーズは、益々高度化・多様化しておりますし、また、地方分権の担い手として市町村の役割や責任が質・量ともに増してきています。

さらには、国の三位一体の改革による補助金の削減や地方交付税の総額の抑制など、今後、将来にわたって、地方自治体、特に小さな町村ほど財政状況が厳しくなることは明らかであります。

「もうしばらくは、大丈夫」というような現状認識のいささか甘い人が、意外と多いのではないかと思います。

しかし、本当に大変になるのは、これから未来を担う子供たちです。いつか決断しなければならないとしたら、それは「今」ではないかと思っております。

今を生きている私たちの責務として、未来を担う子供たちのためにも、合併による効果を最大限に活用して、魅力あるまちづくりを進める必要があると考えております。

合併特例法による残された期間は、わずか1年となりました。

非常に厳しい日程ではありますが、10万都市の誕生に向けて合併協議を進めて参りたいと考えております。本日は、よろしく願いいたします。

それでは、しばらくの間、進行役を務めさせていただきます。

はじめに、皆様に、ご報告を申し上げます。

本日、取材をしておりますマスコミ各社より、協議会の写真撮影について、事前に申し入れがあり、許可をさせていただきます。それでは、議事を進めて参ります。

次第の3.(1)協議事項の と 平成16年度の「事業計画(案)」並びに「歳入歳出予算(案)」につきまして、一括でお諮りいたします。事務局より、説明をお願いします。

柳澤局長

資料1-1をお願いいたします。平成16年度佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会事業計画(案)でございます。平成16年度の合併に向けまして、最終年度となります。新市発足によりまして、4市町村の合併に関する協議、または、新市建設計画の作成を8月を目途に完了をして、合併協定の調印を行なうことを確認するものでございます。その後、4市町村の各議会へ各種議案を提案しまして、議決後に、国・県への合併申請手続きを進め、新市の発足となります。また、併せて電算処理・例規の一元化作業など、合併準備のための事務処理を進めてまいります。さらに、合併に向けまして、一層の住民の理解を得るために、広報誌などによる啓発と情報提供を引き続き行なうことと致します。具体的には、合併協議会の開催。新市建設計画の作成。合併協定書の作成。広報誌、合併啓発パンフレットの発行。幹事会・専門部会の開催。電算処理・例規一元化作業。その他市町村合併に必要な事項でございます。

次に、平成16年度、佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会の歳入歳出予算(案)を御説明致します。資料1-2をお願いいたします。歳入歳出合計 18,501,000円とするということでございます。

まず、負担金でございますが、17,700,000円 市町村の均等割、及び、人口割で還付したものでございます。繰越金でございますが、15年度の繰越金 800,000円を現在予定しております。諸収入でございますが、預金利子です。合計 18,501,000円をお願いするものでございます。次に歳出でございますが、運営費でございます。5,361,000円をお願いするものでございます。内訳が、報酬 548,000円これは、委員報酬と委員さんの費用弁償でございます。次に、会議費 804,000円でございます。これは、会議のテレビモニター設置費用でございます。次に、事務費 4,009,000円でございますが、内訳は、臨時職員の賃金、旅費、これは職員旅費でございます。需要費は、役務費(郵送料・切手等・施設見学等の保険費用) 使用料(道路通行費用)でございます。次に、事業費でございますが、12,876,000円をお願いするものでございます。内訳は、広報誌の印刷代、新市建設計画策定経費、合併協定書等でございます。予備費で 264,000円をお願いいたしまして、合計 18,501,000円をお願いするものでございます。

三浦会長

ただ今、事務局より事業計画案と、歳入歳出予算につきまして説明がありましたが、何か、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。なければ平成16年度「事業計画」並びに「歳入歳出予算」につきましては、原案のとおりとすることで、よろしいでしょうか。

<同意>

ご異議がございませんので、本案のとおりといたします。

次に、(2)次回協議会協議事項に入ります。

こちらの項目につきましては、今回、事務局より提案説明があり、次回の協議会で協議・承認をおこなうこととなります。それでは、「協議会で協議する項目」につきまして、はじめに、総務専門部会の説明をお願いします。

協議会で協議すべき項目（Aランク）について

小林係長

それでは、総務専門部会につきましてご説明をさせていただきます。資料 2 1 をご覧頂きたいと思ます。今回、総務専門部会の関係でご提案いたします項目は、14 項目になります。

それでは、総務専門部会協議内容一覧表により調整案等ご説明させていただきます。現況調書のページという欄に、数字が入っておりますが、一覧表の後に、それぞれの項目の現況を添付してございますので、そちらにつきましては後ほどご覧いただきたいと思います。

1 ページ目でございますけれども、こちらに関しましては、前のご承認をいただきました合併の方式が、新設合併ということで、ご承認いただいておりますので、それに伴う調整案となっております。

それでは、1 点目、「一般職員の身分の取り扱い」でございます。こちらにつきましては、協議項目調整案方針で定められており、一般職の職員が合併特例法の規定によりまして、新市の職員として、身分を引き継ぐということでございます。また、佐久下水道組合につきましても、佐久市と臼田町が合併いたしますので、新市の職員として、身分を引き継ぐということでございます。調整案の詳細をご覧いただきたいと思います。平成 16 年 4 月 1 日現在の職員の見込み数が、それぞれ 4 市町村と、佐久下水道組合の職員を合計いたしますと 911 人になります。また、参考で載せてございますが、16 年度の定年退職対象者が 10 名、また、17 年から 26 年度までの定年退職者が、355 名、合計で 365 名退職者がおります。365 名の退職者がいるということから、新規採用を計画的に行なうということで、市の職員につきましては、計画的な人員削減が可能となります。

次の項目「特別職の身分の取り扱い」でございます。こちらにつきましては、市町村長・助役・収入役・教育長の関係でございます。調整案でございますけれども、特別職の身分の取り扱いにつきましては、法令の定めるところによるという調整案でございます。調整案の詳細をご覧いただきたいと思います。特別職につきましては、合併日の前日に失職となります。新市の市長につきましては、新市設置の日から 50 日以内に設置選挙を行なうこととなります。新市の市長の職務執行者でございますけれども、新市の市長が選挙されるまでの間、市長の不在を防ぐため、4 市町村の長であった者の中から協議により定められた者が、新市の市長の職務を行なうこととなります。また、新市の助役、収入役ですけれども、市長の職務執行者は、助役、収入役を選任できませんので、新市の市長が選挙されてから、議会の同意を得て、助役、収入役の選任を行なうこととなります。ただ、収入役につきましては、収入役が欠けた場合は、必ずその職務代理者を置くということになっておりますので、合併時、新市の市長の職務執行者が、収入役職務代理規則を専決処分致しまして、その規則に基づきまして、職務代理者を指定することになります。次に新市の教育長でございますけれども、最初の教育長につきましては、教育委員の委員が、議会の同意を得て任命されるまでの間、新市の市長の職務執行者によって、臨時に選任された教育委員の互選によって決められることとなります。臨時に選任された委員さんの任期ですが、こちらにつきましては、新市設置後、市長の最初の選挙後、最初に召集された議会の末日までとなります。

次の項目でございますが、こちらにつきましては、「特別職の身分の取り扱い」教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員、固定資産評価審査委員会の委員、公平委員会の委員の身分の取り扱いでございます。こちらにつきましても、調整案は法令の定めるところによるというもので、調整案の

詳細でございますが、委員は特別職であり、合併の前日に失職となります。合併後、新たに選任、または選挙されることになるわけですが、新設合併の場合は、教育委員会の最初の委員、議会に於いて選挙されるまでの間の選挙管理委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員は、新市の市長の就任を待たずに、合併時、法令に基づく臨時的な特別な選任手続きにより、一定期間その職務を行なうこととなります。

監査委員、公正委員会の委員につきましては、特別な選任手続きの規定はございませんので、新市発足時は不在となります。また、特別な選任方法につきましては、現況調書 6 ページに記載してございますので、後ほどご覧頂きたいと思っております。

「特別職の報酬等の取り扱い」でございます。市町村長、助役収入役、教育長の報酬につきましては、調整案の詳細のとおりと致しますが、当分の間、10%の抑制措置を行なうものとするというものでございます。ただ、新市発足後、直ちに、特別職等報酬審議会に於いて、報酬額の協議を行なうというものでございます。新市の市長の職務執行者の報酬は、新市の市長の報酬額といたしますけれども、抑制措置の額とするというものでございます。

「教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員、固定資産評価審査委員会の委員、公平委員会の委員の報酬」でございます。こちらにつきましては、新市の委員の報酬につきましては、調整案の詳細のとおりと致しますが、速やかに、特別職等報酬委員会におきまして、報酬額の協議を行なうものと致します。また、臨時的な委員報酬につきましても、同額とするというものでございます。

「条例規則の取り扱い」でございます。こちらにつきましても、協議項目、調整方針の内容と同じものでございます。条例・規則等につきましては、合併協議会において、協議・承認された調整内容に基づき、新市における事務事業に支障をきたさぬよう整理をするという調整案でございます。

2 ページ以降につきましては事務事業のすり合わせの関係になります。

「同報無線・公用有線広報」でございます。こちらにつきましては、現在、臼田町・浅科村・望月町で実施しております。調整案でございますが、合併時 3 町村の区域で実施をするというものでございます。ただし、合併後における情報化の進捗状況を見ながら、そのあり方を検討するものでございます。

「公用有線広報利用負担金（望月町有線放送）」「望月町有線放送公用有線電話使用負担金」でございますが、こちらにつきましては、先程説明いたした公用有線広報等の使用料でございまして、望月町が負担しております。調整案ですが、合併時、現行どおり行なう。というものでございます。

「なんでもポスト」でございますが、こちらにつきましては、臼田町・浅科村・望月町で現在実施しております。調整案でございますが、合併時現行どおりとするというものでございます。

「金融機関の指定」ですが、問題点と致しまして、4 市町村間で指定している金融機関に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時までに、新市に店舗を置く金融機関であることを前提にし、指定金融機関は㈱八十二銀行、指定代理金融機関は佐久浅間農業協同組合、収納代理金融機関は前記金融機関以外で既に指定を受けている金融機関とするというものでございます。

「過疎地域自立促進計画」でございますが、こちらにつきましては、現在望月が過疎指定を受けておまして、望月町のみで実施しているものでございます。調整案でございますが、合併時現行どおりとするものでございます。調整案の詳細でございますが、過疎法につきましては平成 12 年度から 21 年度までの時限立法でございまして過疎法の中の特例で合併市町村が、過疎地域に該当しない場合であっても、旧過疎地域のみを過疎地域と見なして適応するという特例がございまして、後期計画から（平成 17 年

度から 21 年度となるわけですが、そちらにつきましては、新市建設計画を整合性を図りながら策定するものとなります。

3 ページをお願い致します。「個人市町村県民税の賦課」でございます。問題点でございますけれども、地方税法の改正によりまして、均等割の税率は、平成 16 年度課税から人口区分を廃止し、3,000 円に統一されるため問題点はございません。ただ、納期に違いがございます。調整案でございますけれども、合併時、調整案の詳細のとおり納期を統一するというものでございます。参考でございますけれども、15 年度の課税分に関しましては、人口区分が設定されておりまして、人口 5 万人以上の場合、佐久市ですが、2,500 円。また、3 町村につきましては、人口 5 万人未満ということで、2,000 円という形で、今までの形の中では、「合併すると 3 市町村の 2,000 円が 500 円上がります」という説明をしておりましたが、16 年度から 3,000 円で統一をされますので税率が変更になるということはありません。

つづきまして、「固定資産評価審査委員会」でございますが、こちらにつきましては 4 市町村とも同様に設置されているため問題なしということで、調整案でございますが、合併時、法令等により新市において設置するというものでございます。調整案の詳細でございますが、委員定数は 3 人とするということでございます。固定資産評価審査委員会は、3 名の合議体で行なわれるということで、委員の定数は 3 名とするということでございます。県内の、他の市の状況を見ましても、長野市が 6 名である以外は、全て 3 名で設置をされておりますので、委員の定数は 3 名とするというものでございます。以上が総務専門部会の説明でございます。

三浦会長

只今の、総務専門部会の説明に何かご質問ありましたらどうぞ。

佐久市 角田委員

要望でございます。是非、臼田、浅科、望月町でやっております、このなんでもポストの声を、市政に反映できるよう、活用していただきたいと思えます。

柳澤局長

佐久市の場合は、ISO 9 0 0 1 を取得しておりまして、その中で、市民満足度の調査をしております。他の町村につきましては、なんでもポストということで、意見を聞く場所として、これからも引き続きやっていきたいと思えます。

三浦会長

他にございますか

浅科村 町田委員

その他の協議事項の中で、特別職の身分の取り扱いでございますが、議会議員のすりあわせについては協議会の議題として出ないのですか。

柳澤局長

議会議員の報酬及び、定数等につきましては、現在協議中でございます、近いうちに出したいということですが、

浅科村 町田委員

了解しました。

三浦会長

他にございますか。なければ、次に、民生専門部会、保健福祉専門部会につきまして、事務局から説明をお願いします。

佐藤係長

民生専門部会をお願いいたします。資料2 2をご説明いたします。

1ページでございますが、1項目についてお願いいたします。「交流センター使用料」の取り扱いでございます。望月町が、単独で設置し実施しているものでございます。隣保館に併設され利用されている施設でございます。調整案でございますが、合併時、新たな基準を設け料金を設定する。なお、隣保館と併設のため、隣保館使用料を同程度とするという内容でございます。詳細ですが、料金の設定にあたっては、社会教育施設の使用料に準じ、基礎となる1時間あたりの平米単価を統一する。というものでございます。隣保館と一体的な施設ということから、隣保館使用料と同程度としていくという内容でございます。開館、閉館時間につきましても、それぞれの地域の実情に合わせた時間帯で設定していくという内容でございます。

保健福祉専門部会でございます。資料2 3をお願いいたします。保健福祉専門部会からは、1・2ページでございます、9項目についてお願いいたします。

1ページでございますが、「社会福祉協議会への補助金」でございます。問題点でございますが、4市町村とも実施していますが、補助基準に差異があるというものでございます。合併時補助交付基準を設け地域福祉事業に関する人権費・事務費について予算の範囲で補助をするという内容でございます。こちらの事業でございますが、社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業を実施してございまして、調整案の内容で、新市社会福祉協議会へ補助をしていくという内容でございます。

「ふれあいのまちづくり事業補助金」でございます。問題点でございますが、佐久市で実施をしているというものでございます。調整案ですが、合併時佐久市の例により実施をするということでございます。この事業ですけれども、地域福祉コーディネーターを設置して、地域福祉の企画、調整等、各種の地域福祉事業の充実と発展を図ることを目的として、社会福祉協議会が実施をする事業でございます。補助の算定基礎につきましては2にあるとおりでございます、こちらの事業でございますが、新市社会福祉協議会が実施する事業費につきまして、国・県から補助対象額6,000千円を上限としてその2/3が直接協議会から補助を受け、残りを新市が補助をしていく内容でございます。

「ボランティアセンター活動事業補助金」でございます。浅科村が単独で実施をしている事業でございます、調整案は、合併時浅科村の例により実施していくという内容でございます。こちらの事業です

が、ボランティア活動を推進し、地域における福祉コミュニティの形成を図ることを目的とした、新市社会福祉協議会の事業に対しまして、補助をするものでございます。内容につきましては、補助算定基礎のとおりでございます。15年度から17年度までの3ヵ年事業でございまして、新市においては、17年度のみ事業になります。先程の社会福祉協議会の事業と同様に、新市の社会福祉協議会の実施する事業に対しまして、補助の上限額が、320万円のうち2/3を国・県から直接補助を受け、残りを新市が補助をするという内容でございます。

「肢体不自由児父母の会」でございます。問題点ですが、臼田町が単独で実施しているものでございます。調整案でございますが、常備組織であります身体障害者の福祉協会へ、新市として補助を実施すると調整されておりまして、そのため、合併時廃止するというものでございます。

「地域支え合い活動組織化モデル事業」でございます。問題点ですが、臼田町が単独で実施しているということでございまして、臼田町が、社会保険事務所に補助をしまして、社会福祉協議会からそれぞれ、各地域に補助を出しているものでございます。調整案でございますが、新市社会福祉協議会は主体事業として取り組むボランティア育成等を目的とした、各種事業に対応するため、新市においては、合併時廃止するというものでございます。

「福祉教育推進事業」でございます。問題点ですが、臼田町が単独で実施しているというものです。こちらにつきましても、先程同様に町から社会福祉協議会に補助をしまして、社会福祉協議会から、それぞれ、各小中学校などに補助をしているという内容でございます。調整案ですが、新市社会福祉協議会が主体的事業として取り組むとしてございます。福祉教育等推進等目的とした事業において、対応するということから、合併時廃止するとしています。

「通園通諸費等補助事業」でございます。こちらは、浅科村が単独で実施している事業でございます調整案でございますが、県の補助事業でございます通園通所費の補助等と、各種補助事業、ホームヘルプサービスなど、既存のサービスの利用促進を図るとして、合併時廃止をするというものでございます。

「障害児・者施設訪問看護サービス事業」でございます。問題点ですが、臼田町が単独で実施しているというものでございます。こちらの事業でございますが、障害児・者の施設に通園・通所する方の保護者の付き添い看護の負担を軽減することから主治医の指示に基づきまして、施設で行なう経栄養等の、比較的短時間で、定時に行なわれる対応で処置が終了する行為につきまして、補助を行なっていく。そのために、障害児・者の社会参加を支援する。調整案でございますが、合併時、臼田町の例により実施するとしておりまして、その補助基準としましては、30分以内のものを4,250円30分以上60分以内のものに対しまして、8,300円の補助をしていこうということでございます。また、県の補助事業の対象となっております。県の補助率は、1/2でございます。

「低所得利用者負担対策」でございます。問題点でございますが、4市町村とも国の制度に基づき実施しているが、佐久市・臼田町・浅科村と望月町の対象者に差異がある。調整案でございますが、合併時、対象者を統一して実施をするとしてございます。調整案の詳細ですけれども、国の老人保健福祉局通知に基づきまして、社会福祉法人等が行なう介護サービスを利用する際に低所得者の方に対し、利用料を半額に減免するという内容でございます。対象者ですけれども、世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額が、0円であることでございます。具体的な事務処理につきましては、佐久市の方法を取りまして統一をしていくということでございます。

民生専門部会、保健福祉部会からは以上でございます。

三浦会長

只今、民生専門部会、保健福祉専門部会より説明がありましたが、何かございますでしょうか。なければ、次に、経済・建設・教育専門部会につきまして、お願いいたします。

荻原係長

それではお願いいたします。資料2 4をご覧ください。経済専門部会につきましては、1項目でございます。

「償却資産の課税免除・不均一課税」の関係でございます。現在、低工地区の指定については望月町はされていません。他の3市町村につきましては、指定がされており、内容につきましては同じとなります。農工地区につきましては、4市町村とも行なっていますが、内容に違いがあるということでございます。低工地区の不均一課税は、17年度課税分をもって終了となるため、平成17年度の税率は、0.56/100となります。また、農工地区につきましては、制度は、「農村地域工業等導入促進法」により、税率は初年度0/100。2年度につきましては0.28/100。3年度0.56/100とするというものでございます。農工地区につきましては、国における、制度の適用期限の延長が続けられているが、財政力指数による5年後との減収補填地区指定要件の見直しにより、新市において新たな助成制度を定める。ということでございます。経済専門部会につきましては、以上でございます。

続きまして資料2 5をお願いいたします。経済専門部会につきましては10項目でございます。

「公園使用料」でございますが、佐久市・臼田町が実施しておりますが、市町村間で差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、新市において統一した新たな条例を制定するというものでございます。なお、街区公園・近隣公園・地区公園・総合公園・特殊公園の料金につきましては、ここで定めるということでございます。

「各種都市計画プラン策定」でございます。佐久市・臼田町で策定をされています。新市におきまして、策定する必要があるというものでございます。調整案でございますが、都市計画法に基づき、合併後2年後に都市計画マスタープラン及び、都市計画道を整備プログラムの策定を行なうというものでございます。詳細でございますが、合併後2年以内に、浅科村・望月町を含めた新市の都市計画区域、準都市計画区域、用途地域の指定の策定を行なうというものでございます。

続きまして、「都市公園維持管理」でございます。4市町村で実施しているが、禁止行為、委託方法及び委託先に差異がある。ということでございます。調整案でございますが、合併時、禁止行為につきましては、新たに統一した条例を制定し、委託方法及び委託先については現行どおりとする。というものでございます。なお、これにつきましても、合併後2年以内にできる限り一本化した委託方法、委託先の統一を図るというものでございます。

続きまして、「遊歩道維持管理」でございます。佐久市・臼田町・望月町で実施しているが、管理先に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時につきましては、現行どおりとするというものでございます。詳細でございますが、合併後、2年以内に、できるだけ一本化した管理先の調整を図る。というものでございます。

2 ページをお願いいたします。「公営住宅駐車場使用料・保証金」でございます。問題点でございますが、4 市町村で実施していますが、使用料・保証金に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、新市において、統一して実施するというものでございます。詳細につきましては、使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度とし、市長が定めるものとするということで 1 台あたり月 2,000 円とします。保証金につきましては、使用料の 3 か月分をします。なお、保証金は、現在入居している者からは新たに徴収しない。合併後につきましては、佐久市の例により使用料の 3 か月分を徴収するというものでございます。

「小規模集合排水処理施設設備使用料」でございます。望月町が現在単独で実施している。調整案でございますが、合併後、1 年以内に生活排水処理計画に基づきまして、小規模集合排水処理基本計画を策定するというものでございます。

「特別会計（小規模集合排水処理施設設備事業）」でございます。問題点でございますが、望月町が特別会計を実施しているが、今後公営企業会計へ移行を図る必要がある。というものでございます。調整案でございますが、合併時現行どおりとし、新市において、公営企業会計と平行していくというものでございます。詳細でございますが、概ね 5 年以内に調整を図り、公営企業会計へ移行するというものでございます。また、経営の原則により、下水道の事業は、地方財政法上公営企業とされており、その事業に伴う諸収入によって、その経費を賄い、自立性を持って事業を継続していく独立採算制の原則が適用されているというものでございます。

続きまして、公共下水道にかかります「指定工事展登録等の手数料」でございます。これにつきましては、現在、佐久下水道組合、浅科村、望月町で手数料が異なるということでございます。調整案でございますが、調整案の詳細のとおり調整を図るというものでございます。

「農業集落排水事業地元負担金」でございます。4 市町村が実施しているが、内容に差異があるというものでございます。合併時、既存施設につきましては、現行の内容を尊重し、調整案の詳細のとおりとするというものでございます。詳細でございますが、現在、農業集落排水事業は、佐久市上平尾地区のみ実施しておりまして、平成 17 年度の上平尾地区の完了をもちまして事業完了予定でございます。

完了地区の負担金につきましては、現行どおりとするというものでございます。佐久市の集落排水施設に新規で加入する者は、佐久市は事業完了時に地元負担金の精算は完了しておりますので、地元の組合に納入していただくということです。また、佐久市以外の町村につきましては地方自治法 224 条により、新市に負担金を納入するということでございます。新規加入者の公共マスの設置につきましては、自己負担で設置した後、竣工検査を受け、新市に寄附採納してもらおう。また、新規事業計画地区は、負担金を工事費の 30% で徴収するというものでございます。

「小規模収納排水処理施設設備事業地元負担金」でございます。これにつきましては、望月町が単独で実施をしております。詳細でございますが、合併時調整案のとおりということで、現在藤巻地区について実施しており、工事につきましては完了しております。負担金につきましては、65 万円とするということでございます。新規に加入するものにつきましては、地方自治法、第 224 条により新市に負担金を納入するというものでございます。また、新規加入者の公共マスの設置につきましては、自己負担で設置した後で、竣工検査を受け、新市に寄附採納してもらおうということです。新規事業計画地区につきましては、負担金を農業集落排水施設を同じ工事費の 30% を徴収するというものでございます。

建設専門部会につきましては、以上でございます。

続きまして、資料2-6をお願いいたします。教育専門部会につきましては、6項目でございます。

「市町村費負担臨時教職員等の配置事業」でございます。現在4市町村で実施しておりますが、雇用形態、賃金に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、学力向上支援加配職員を県の加配が縮小したり、小規模校で加配がつかず、学習展開ができてにくい学校に対しまして、学力向上のために職員を配置するものでございます。なお、配置におきましては、新市におきまして、各学校の実情によりまして配置をするというものでございます。

「学校給食施設の充実」でございます。臼田町・浅科村は、共同調理場方式（センター方式）で実施しております。佐久市につきましては、共同調理場方式と、自校方式で実施。望月町につきましては、平成16年度4月から共同調理場方式で実施予定でございます。調整案でございますが、合併時は現行どおりとし、それぞれ共同調理場方式、自校方式を継続をするというものでございます。なお、佐久市の自校方式で実施している、城山小学校につきましては、合併後、南部給食センターに統合し共同調理場方式に移行するというものでございます。

「文化会館使用料」でございます。現在、浅科村・望月町で実施しているが、使用料につきまして、差異があるものでございます。調整案でございますが、合併時現行どおりとし、新市において他の類似施設と整合を図るというものでございます。調整案ですが、使用料減免規定を全面的に見直し、他の類似施設との整合を図るというものでございます。

続きまして、「女性問題研究会」でございます。佐久市が単独で実施しております。男女共同参画社会の実現に向けて研究や学習を行い、推進活動を進めていくというものでございます。調整案でございますが、合併時佐久市の例によるということで、規約等改正をし、調整するというものでございます。

「地区公民館活動の委託補助金」でございます。現在4市町村で実施しておりますが、委託金・補助金に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時現行どおりとし、合併後3年以内に組織と補助金の調整を図るというものでございます。公民館事業は、各市町村において歴史・伝統・文化に由来することが多く、合併時は現行どおりとし3年以内に組織及び補助金の基準を統一していくということでございます。

「スポーツ大会」です。現在4市町村が実施しておりますが、大会の種類及び参加料金に差異があるというものでございます。調整案でございますが、大会の種類につきましては、住民のニーズを把握して統一する。参加料につきましては統一するというものでございます。詳細でございますが、原則と致しまして、新市において参加費を統一していく。大会の種類は各市町村の今までの事業を尊重しながら住民ニーズを把握し調整を図る。ということでございます。説明は以上でございます。

三浦会長

只今、経済・建設・教育専門部会の方から説明がございましたが、何か質問ございますでしょうか。なければ、の協議会で協議すべき項目につきましては、次回の協議会でご協議いただきます。

の協議会で承認すべき事項につきましては、次回までに資料をご覧いただきたいと思っております。

つぎに（3）報告事項 新市建設計画につきまして説明をお願いします。

新市建設計画について

細谷係長

それでは、新市建設計画につきまして報告をさせていただきます。

資料の説明に入ります前にこの報告にあたっての考え方をお話しさせていただきます。本日、建設計画素案の一部を協議会のほうに示めさせていただきますが、これは、前回の協議会においてご承認をいただきました新市建設計画策定方針に基づきまして、新市建設計画プロジェクトチームで、現在作成中のものがございます。従いまして、正式には新市建設計画素案全体が出来上がりました段階で協議を頂くこととなりますが、策定にあたりまして時間的制約がありますことから、ある程度まとまった部分につきましては策定途中ではございますが、協議会のほうへ状況報告をさせていただき、協議会の委員の皆様にご覧を頂いておきたいと考え報告させていただきます。従いまして、ご覧頂く中でご意見などがございましたら、この協議会の場で、あるいは各市町村の企画担当課あるいは協議会事務局の方にお出しいただければ、頂いた意見を、素案作成の方に反映させていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。なお、作成途中のものでありますので、新市建設計画素案として全体が出来上がるまでには変更になる部分があることをご承知願いたいと思います。

資料4 - 1をご説明させていただきます。本日、新市建設計画素案としてお出ししましたものは、前回の協議会において策定方針でお示ししました新市建設計画全体の構成であります、序論、合併市町村の概況、主要事業の見通し、新市建設の基本方針、新市の施策、新市における県事業、公共施設の統廃合という8部門の構成からあるうちの1～4につきましてお示しをさせていただきます。

1ページをお願いいたします。1ページの序論につきましては、合併し誕生します新市がどのような地理的条件の中に置かれているかということをお述べております。1ページの時代背景の部分につきましては、世界の状況、日本の状況から新市の目指す方向をお述べております。その中で世界的に見ますと、経済にとどまらず、教育環境等の様々な分野におきましてグローバル化が進んでおります。こうした中で、日本も大きなうねりの中で、激しい変革が求められています。その一方で、日本の国内について見ますと、超高齢化・少子化社会の進行によりまして、これまで経験したことのない人口減少社会を迎えようとしております。こうした状況から、市町村合併の建設にあたっては、都市基盤強化の最後のチャンスと捉えて、現状の諸課題に適確に対応しつつ広い視野に立った力強いまちづくりを進めていかなければなりません。

2ページをお願いいたします。新市の地理的状況から、新市の目指す方法を述べております。全国的に、高速交通網の整備や、情報網の整備によりまして、人や物、情報の交流が進み、地域の活性化が進んでおりますが、その一方で地域間の競争をより激化させています。そのような中で、新市は、北陸新幹線や、上信越自動車道が設置され、さらには中部横断自動車道整備等が期待される中で、日本海圏、北関東圏を結び、交通の要衝の地となろうとしております。この優位性を生かして魅力あるまちづくりを進め、地域間競争に対応していかなければならないと述べております。

3ページでございます。3ページの図は、1、2ページを図で示したものでございます。

4ページをお願いいたします。3.計画策定の方針です。ここにおきましては、計画の主旨、目的、構成、

内容、期間を述べております。計画の主旨、目的ですが、計画は、4市町村の合併により誕生する新市の建設の基本方針を定め、これに基づく佐久市の施策を明らかにするものとしております。(2)構成でございますが、建設計画が8つの部門からなることを述べています。次に(3)計画の期間ですが、新市建設の基本理念や新市の将来像は概ね20年を展望した長期的視野に立ったものとし、新市の施策、新市における県事業、公共施設の統合、財政計画は10ヵ年計画とします。この10ヵ年の改革は、平成17年度から21年度までの5ヵ年を前期計画とし、22年から26年度までを後期計画と致します。

5ページをお願いします。4市町村の概況をお示ししております。1、佐久盆地のほぼ中央に位置する。2、気候高燥冷涼で寒暖の差が大きく内陸性の気候。3、合併した場合の面積が約424平方キロメートルになることを示しております。

6ページをお願いします。人口と世帯数を示しておりますが、4市町村の人口と世帯数につきましては、昭和60年から平成12年までの推移を示しております。4市町村の人口総数は、93,895人でしたが、平成12年時点では、100,016人でございます。人口とすれば伸びているわけですが、それぞれの市町村の構成比率を見ますと、例えば、臼田町の0歳から14歳の人口(年少人口)は、20.7%でしたが、平成12年には、14.6%と下がっております。逆に、臼田町の65歳以上の人口(老年人口)昭和60年には、15.6%であったものが平成12年には24.8%約10ポイント上がっております。この傾向は、どの市町村も差はありますけれども見られます。少子化と、高齢化の傾向が見てとれます。

7ページでございます。世帯推移を示しております。昭和60年には、26,697世帯平成12年には33,770世帯、世帯数が増加しているわりに、人口が増加しておりませんので、分析としては、1世帯の小規模化が進んでいるということが見込めます。

8ページをお願いいたします。主要指標の見通しでございます。新市の基礎的規模の指標であります人口について、どのような見通しになるかを述べております。新市は、平成17年度の新市発足時には、102,210人まで増加すると見られます。その後、新市の人口は増加を続け、20年後の、平成37年には、107,350人とピークを迎えその後、緩やかな減少傾向に入ると推計されます。新市の人口推移の表をご覧頂きたいと思いますが、年少人口につきましては平成17年には、15.3%であるものが、25年後の、平成42年には、15.6%と下がると見込まれます。逆に65歳以上の老年人口でございますが、平成17年23.6%25年後の、42年には30.4%と、新市においても高齢化が進むことが見込まれます。

9ページにつきましては、世帯の推計でございます。新市世帯数推計表をご覧頂きたいと思います。新市発足時は35,989世帯が、人口のピーク時であります平成37年には41,366世帯と、20年後まで増加する傾向でございます。しかし、平均世帯人員数をご覧頂きますと、発足時1世帯2.84人であるものが37年には2.6人ということで、世帯構成の人員数の減少が見込まれております。

次に、10ページをご覧頂きたいと思います。新市建設の基本方針ということで、基本理念と新市の将来像について述べてございますが、策定方針でご了承いただきましたように構想時のものを引き継いでおります。ただ、望月町が加わりましたことにより、望月町に関する部分を加えながら、基本理念は見直しております。新市建設の基本理念でございますが、浅間山、蓼科山、千曲川といった豊かな自然の中でそれぞれ歴史、気質、文化をもちながら発展をしてきております。合併にあたりまして、それぞれの、文化、歴史を併せることにより、それぞれの市町村を尊重すると共に、合併することにより、新た

な個性を見出すことによってまちづくりを進めたい。そのために、地域間における幹線道路、交通機関、情報のネットワーク化を進めたいと考えております。そしてこのつながりに基づきまして、新市は絆を基本とし、人材育成や、100万経済圏、人や物流さらに情報の要衝として、「21世紀の新たな文化発祥の大地」を目指します。

11 ページにつきましては、基本理念を順に示したものでございます。

12 ページにつきましては、新市の将来像を述べております。

「佐久の地に悠久の歴史を共有してきた私たちは、新市建設にあたり激変期の社会に凜として臨み、住民一人一人が先人の培ってきた叡智と、ほとぼしる情熱を受け継ぎ、たくましさや優しさを併せ持ち、様々な人々・地域・産業を通じたまちづくりを目指すために、新市の将来像を次のように定めます。「叡智と情熱が結ぶ、21世紀の新たな文化発祥都市」また、副題として「一人一人のための温かみと豊かさのある生活空間」を将来像とします。以上が、新市建設計画素案の途中経過の報告でございます。

次に、お手元に、絵の入った図面が配られていると思いますが、まちの絆、人の絆、情報ネットワークイメージ図ということで、只今申し上げました素案におきます新市建設の基本理念の中で、新市は絆ということで、まちの絆、人の絆によって一体性・均衡性のあるまちづくりを進めるとしてあります。その絆としまして、イメージとして示したものでございます。前回の協議会では、構想の概要説明ということで、道路網のネットワークのイメージ図を示させていただきました。今回は、情報のネットワークということでイメージ図を示させていただきました。今後、情報化がますます進む中で、新市の情報ネットワーク整備により、一体性のあるまちづくりを目指すこととなります。庁内間のネットワーク化はもちろんCATV等の情報網を使いまして、情報化を図り、医療、教育、防災といった、様々な分野で情報を家庭でも得られるような環境整備を目指して行きたいと考えております。そういったイメージを示させていただきました。

資料4-2をお願いいたします。新市の人口推計ということで先程、新市建設計画素案の中で主要事業の見通しということで人口の推計について、経過を説明させていただきましたが、ここでは、推計経過を説明させていただきます。1、日本の人口推計ということで、国立社会保障人口問題研究所で、1月に公表した人口推計が示してございます。推計によりますと、平成18年、2006年をピークに減少過程に入ると予測しております。平成12年、人口は、126,926千人であったものが、30年後には、113,297千人ということで減少すると見込んでおります。この30年間で約10%人口が減少すると見込んでおります。この人口減少の一番の原因は、女性が一生涯に出産する子どもの数（合計特殊出生率）が、平成13年には1.33%と、過去最低になっているということです。現在の人口規模を維持するには、合計特殊出生率は2.08%必要ということです。その割合を大きく割り込んでいることから、日本の人口が減少する現象は、避けられないと推計をしております。

市町村別の人口推計ですが、人口問題研究所が平成15年の10月に発表したものであります。4市町村の平成12年から42年の30年間の推移を比べると、佐久を除きましては、いずれも人口減少にあります。日本の人口推計における増減率を比べると、日本の平均的な減少傾向の10%にとどまらず、市町村間で大きな差が出ている状況がご覧いただけます。

新市の人口推計でございます。これにつきましては、事務局で推計したものでございます。合併する4市町村の人口推計を単純に合計したものではありません。誕生します新市として推計したものでござ

います。推計の条件と致しまして、新市においては、新市計画設計画に基づく一体的なまちづくりが図られ関連道路網や情報通信網等々組織基盤整備がされることにより、高速交通網や情報化のもつ効果が新市全域に及ぶこと、今後整備が計画されている中部横断自動車道の利便性により、人口動態が、大きく変わると考え推計しております。そのため、合併し新しく誕生する新市の人口推計は4市町村の人口推計をそれぞれ推計する場合に比較しまして純移動率の増加要因が高まり、臼田町、望月町の人口減少が緩和されることから、総体的に人口が増加すると推計しております。新市の人口は、日本の人口が平成18年度以降減少に向かう中で、合併後20年間は増加傾向にあると予測されます。新市発足時17年には100,016人、合併20年後の平成37年には、107,359人ということで、107,00程度まで、増加すると推計しております。参考の表は、仮に新市になった場合において、それぞれの市町村の人口を推計した場合、内訳を示すとするとこうなるであろうと推計したものでございます。臼田町、浅科村、望月町につきましては、市町村別の人口推計と比べていただくと、特に臼田町、望月町につきましては、人口の減少がある程度緩やかになるということが読み取れると思います。新市建設計画の経過報告は以上でございます。

三浦会長

ただ今、事務局より説明がありましたが、何か、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

佐久市 角田委員

只今建設計画のご説明がありました、理念やその他には異論はございません。是非このような方向でお願いしたいと思っておりますが、最後に説明のありました人口推計の中で、国全体が減という中で、新市の人口は増えると推計をしておりますが、若干疑念を抱きます。確かに、こういう計画ですから、新市の人口が減と言うことはありえない。と計画せざるを得ない。ただ、その中で、前回の計画の中で、新市の財源推計の中で、一般財源が2,700億あるという中で、各委員の皆さん、事務局等で論議をしていただきましたすり合わせということで、新市の中ではやむをえないと了承をして本日まで参りました。

今回みますと経常比率が、91%で出ている。我々の目指す新しい計画には、10%近くしか投資がない。10年間で240億、単純に計算しますと、1年間に24億円しかない。ということを見ると、合併当時には、このような各市町村の問題をある程度やむをえないということで、対応せざるを得ないと理解を致します。何を節減・抑制するかということになれば、人件費以外にないだろうということで、人件費ということになると、16年度は10名。17年から10年で355人、1年に35人ぐらいしかやめない。4市町村でそれぞれ同じような仕事をする大勢の職員がいます。17年に合併をし、ただ退職を待っていたのでは、市の財政が破綻していこうというように予測いたします。私ども、佐久市を見ましても、今日、立派な財政が行なわれているのは、出発のときに、大勢職員を削減、抑制したということが、今日の佐久市を見ますと、職員をいかに減らすということが、非常に難しい問題ではありますが大きな課題であると思っておりますので、是非今後、そういう中で、事務局初め、皆さんで抑制ということについて配慮いただきたいと要望して終わります。

三浦会長

ありがとうございました。議会の議員の方も、新聞を販わせておりますが 他に何かございますか？

浅科村 小松

只今御説明いただいた新市建設構想でございますが、大きなイメージ図、まちの絆、ひとの絆情報ネットワークというところで説明がありました。11 ページの「21 世紀の新たな文化発祥の大地」ということで、上の方に、佐久市・臼田町・浅科村・望月町の下に、まるで囲んだ、文化、道路、情報、観光、福祉ということで、大きな情報のつながりと言うことであるわけですが、お願いでございますが、それぞれ 4 市町村古い歴史を踏まえた文化をもってきております。従いまして、合併した後の「まちはどうなるか」という心配が、どうしても消えないのではないかと思う。そのような気持ちが、新聞紙上に合併がどうなるかという反対の意見のグループもやはり合併した後、取り残されるのではないかという懸念があるのではないかと私自身は見ているのですが、そのような観点から、このネットワーク作りが、4 市町村それぞれの絆を結ぶ大変重要な手法だと思えます。文化・福祉の関係にしましても、是非ネットワークというものを大事にして頂いて、例えば、文化にしても、昨年、御代田町さんが入っていた段階での交通の図を見ますと、ゾーン図という概念がでておりまして、文化、観光は臼田町を中心としたゾーンを考えていたわけでありまして、五稜郭・新海神社という立派な文化施設がありますが、その他の市町村を見ても、それに匹敵するような施設が各地にあるわけです。そういったものが忘れ去られるということはないと思えますが、他の地域の方にとって見ると、それらの施設はどうなるのかと、心配が、どうしてもあると思えますので、五稜郭や、新海神社だけではないということ。前山には貞祥寺、浅科村には、八幡神社、望月町にはいろいろな城址があることをネットワーク化して、一般的なものを捉えていくまちづくりをしていただきたい。

もう一つ、福祉の関係ですが医療介護にいたしましても、4 市町村には、浅間病院、川西赤十字病院、そういった大きな医療施設の他に、自分たちの近所にある個人医院に診てもらっているのが通常だと思えます。大きな病院に初めて診療してもらいたいという場合には、かかりつけの病院の紹介状がいる。おそらく、かかりつけの個人医院には、その患者のカルテがある訳でございますが、それを見て、診療をしたいと思います。そういった面からも、当然のことながら、救命救急センター的な大きな病院も大事でございますけれども、各地にある個人医院とのネットワーク、これは、それぞれ医師会がありますので、なかなか難しいとは思いますが、そういったネットワーク作りを、是非大事にしていきたい。そんなお願いでございます。

三浦会長

ありがとうございました。他にございますか。なければ、お持ち帰りになって、内容をご覧頂いて、ご質問ありましたら事務局の方へご連絡いただくようお願い致します。

事務局説明の資料の前に、商圈の調査結果をつけてございますが、これも、お帰りになったら、ご覧頂きたいと思えます。地元商店街が、やっていけなくなるというような深刻な状況です。お帰りになって、ご覧ください。次に、次第の 4 その他でございますが、事務局から何かありますか。

柳澤局長

会長さんからもご紹介ありましたが、その他資料をご覧ください。平成15年度の長野県商圈調査結果について添付させていただきました。長野県が実施しました、平成15年度の商圈調査の結果の内容でございます。調査期間は、平成15年6月2日から6月12日の間に県下一斉に、消費者の購買動向を調査したものでございます。ご参考にしていただきたいと思います。

次回の協議会の予定ですが、4月20日佐久市研修センター大会議室で、3時30分より予定をしております。よろしくお願いいたします。

三浦会長

事務局より以上でございますが、委員の皆様から何かございますか。

なければ今日の協議事項はこれで終了させていただきます。

実は、今日の午後、記者発表を予定しておりますが、ゴールデンウィークの佐久市の風物詩としてすっかり定着してまいりました佐久バルーンフェスティバルが、今年は日本選手権ということで、5月1日から5日まで5日間開催されます。「子どもたちに感動を」というテーマで今年は致しますので、今年はイベントの一つと致しまして、合併協議を進めております、臼田町、浅科村、望月町の子どもたちにも、バルーンの体験同乗を提供しようと計画しているわけでございます。「熱気球が私たちのまちにやってくる」というイベントで、フェスティバルの期間中に各町村の学校のグラウンドでバルーンを飛ばしまして、小学生の皆様に乗っていただこうと思っております。市町村長さん、議長さん方には開会式のご出席をお願いしてありますが、委員の皆様方も、各学校のグラウンド、メイン会場の方にもお出かけいただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、第3回合併協議会を閉会いたします。長時間ご苦労様でした。ありがとうございました。